

稲城市立学校給食共同調理場第一調理場
給食調理等業務委託業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

令和6年9月
稲城市教育委員会
教育部学校給食課

1 目的

稲城市立学校給食共同調理場第一調理場（以下「第一調理場」という。）の給食調理（洗浄）等業務の委託にあたり、学校給食の質を維持し、より安全でおいしい給食を児童生徒に提供するため、教育の一環としての学校給食の意義を理解し、優れた調理技術や衛生管理能力、業務効率性を有する民間事業者を選定することを目的とし、公募型プロポーザルの実施にかかる手続きについて必要な事項を定める。

2 概要

- (1) 業務件名 「稲城市立学校給食共同調理場第一調理場給食調理等業務委託」（以下「本委託業務」という。）
- (2) 委託内容 別紙「稲城市立学校給食共同調理場第一調理場給食調理等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 対象となる施設

施設名	稲城市立学校給食共同調理場第一調理場
所在地	東京都稲城市矢野口 3648 番地
建築年月	令和2年9月11日
建物構造	鉄骨造 3階建
建物面積	建築面積 約 1,702 m ² 延床面積 約 3,877 m ²
システム	ドライシステム
調理品目	副菜／日調理）他、食物アレルギー対応食（除去食・代替食）、炊飯調理（月3回程度）
管轄対象校数等	小学校6校及び中学校6校の計12校。食物アレルギー対応食（除去食・代替食）及び炊飯調理（月3回程度）については第二調理場管轄校（小学校6校）分も含む。
調理能力	6,500食（最大）／日
稼働日数	約195日／年（年度により変動）

- (4) その他 「厨房機器一覧」等は、別紙資料のとおり
- (5) 履行期間 令和7年8月1日から令和12年7月31日まで（60ヶ月間）

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たしている者とする。

なお、契約締結までに参加資格を有しなくなった場合は、その時点で参加資格を失う。

- (1) 過去5年間のいずれの日においても、稲城市又は他の地方自治体若しくは国から競争入札に係る指名停止措置を受けていない者であること。また、指名停止措置期間中の者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (3) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの資格審査サービスに登録され、本市の有効な入札参加資格を有していること。また、営業種目「病院給食・学校給食」において「A」又は「B」の格付けを受けていること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (6) 学校給食法(昭和29年法律第160号)第1条に規定する目的に沿って、学校給食が教育の一環であることに鑑み、児童及び生徒のために安全安心な学校給食の調理等を円滑に実施できる者であること。
- (7) 法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- (8) 東京都内に、本社、支社、営業所又は出張所等のいずれかを有していること。
- (9) これまでに、継続的に学校給食調理等業務の受託実績を5年以上有する者で、大量調理施設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日付け衛食第85号別添)に基づき、1日6,500食以上の共同調理場方式(ドライ方式)による給食調理等業務及び食物アレルギー対応食(除去・代替等)の受託実績があること。
- (10) 過去5年間のいずれの日においても、食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定による営業の停止の処分を受ける等の食中毒その他の食品に係る事故を起こしたことが無い者であること。
- (11) 稲城市議会議員、その配偶者又は二親等以内の親族が経営する企業等若しくは議員が実質的な支配力を持つ企業等でないこと。
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に基づく、暴力団員若しくは暴力団員の統制下にある団体及び暴力団員が所属する団体でないこと。また、その利益となる活動を行う者でないこと。

4 実施スケジュール

項 目	日 時 (予定)
公募開始 (実施要領の公表)	令和6年 9月 2日 (月)
参加申込書等提出期限	令和6年 9月 13日 (金)
第一次審査 (参加資格審査等)	令和6年 9月 20日 (金)
第一次審査結果、第二次審査日等通知	令和6年 9月 24日 (火)
質問書提出期限	令和6年 10月 1日 (火)
質問に対する回答	令和6年 10月 8日 (火)
企画提案書等提出期限	令和6年 10月 22日 (火)
第二次審査 (プレゼンテーション)	令和6年 11月 5日 (火)
審査結果通知・公表	令和6年 12月上旬

5 参加に係る必要書類の提出

「3 参加資格」の要件を全て満たし、本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加申込書 (兼参加資格審査申請書) (様式1)

イ 参加申込書に記載の提出書類一式

(2) 提出期限 令和6年9月13日 (金) 午後5時まで (必着)

(3) 提出方法 持参又は郵送。持参の場合は、電話予約を行い、平日の午前9時から午後4時の間に提出すること。郵送の場合は、必ず電話で到達確認を行うこと。

(4) 提出先 本要領12に記載の担当部署

(5) 提出部数 11部

6 第一次審査 (参加資格) 及び結果の通知

提出書類の内容を精査の上、参加資格の有無を審査し、結果を電子メールにより通知します。

7 参加資格を有する者からの質問書の受付

本プロポーザルの参加資格を有する者からのプロポーザルに関する質問は、プロポーザル参加資格確認通知書交付後、様式4又は任意の様式により次の方法で提出すること。

(1) 提出期限 令和6年10月1日 (火) 午後5時まで

(2) 提出方法 本要領12に記載の担当部署に電子メールで提出すること。

(3) 回答方法 質問に対する回答は、令和6年10月8日 (火) 午後5時までに、全参加事業者へメール送付予定。

8 企画提案書の提出

本プロポーザル参加資格を得た事業者は、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

提案書（様式5）

- (ア)「1 企業理念」
- (イ)「2 危機管理体制」
- (ウ)「3 給食調理等業務における人員体制」
※別紙による作業工程表及び作業動線図含む
- (エ)「4 安全・衛生管理体制」
- (オ)「5 職員等研修体制」
- (カ)「6 食育等に関する考え方」
- (キ)「7 災害時の対応」
- (ク) 提案見積書

(2) 書式等

- ア A4判片面左綴じとする（各項目に添付するマニュアル等の資料については両面可。
なお、A3の資料を挿入する場合は片面印刷とし、A4サイズにゼット折りすること。
- イ 提案書の項目ごとにインデックスを付けること。

(3) 提出期限 令和6年10月22日（火）午後5時（必着）

(4) 提出方法 持参又は郵送。持参の場合は、電話予約を行い、平日の午前9時から午後4時の間に提出すること。郵送の場合は、必ず電話で到達確認を行うこと。

(5) 提出先 本要領12に記載の担当部署

(6) 提出部数

正本1部

副本10部（正本の写し。カラー印刷を含む場合は、副本もカラー印刷とすること。）

※審査において公正を期すため、社名の表示は「正本のみ」とし、副本の如何なる場所にも、社名・ロゴなど会社が特定及び推定される恐れのあるものは記載しないこと。

9 選定方法

(1) 選定委員会による審査

本プロポーザル参加申込み申請を行った事業者について、稲城市教育委員会が設置する稲城市立学校給食共同調理場第一調理場における給食調理等業務委託業者選定委員会において、書類審査並びに「仕様書」に基づき提出された「提案書」についてのプレゼンテーション及び質疑応答を実施し、提案内容の企画性、業務遂行能力、経済性、価格等を総合的に評価し選定する。

(2) 第一次審査（参加資格審査）

提出された参加申込書類により、参加資格の有無について審査する。

(3) 第二次審査（企画提案プレゼンテーション・ヒアリングによる審査）

実施方法は次のとおりとし、日時、場所等の詳細については参加資格有無の通知と併せて該当事業者宛、別途通知する。

ア 日時 令和6年11月5日（火）

イ 所要時間

- ・準備 5分以内
- ・企画提案プレゼンテーション 15分以内
- ・企画提案内容に関する質疑応答 20分以内

ウ 内容

事前に提出した資料等を用いてプレゼンテーションを行うこと。

※当日における追加の提案及び資料配布は認めない。

エ 参加人数 3人までとする。

オ 使用機器 プレゼンテーションに必要な機材等（プロジェクターやパソコン等の機材を用いて説明を行う場合）は、提案者が準備すること。

(4) 審査結果の通知

審査結果については、全てのプレゼンテーション審査参加事業者へメールで通知するとともに、稲城市公式ホームページに掲載する。その際、最優秀提案者及び次点提案者については、その名称まで掲載する。電話等による問い合わせ及び審査結果の内容に関する問い合わせには応じない。

(5) その他

ア 審査は、非公開とし、審査結果に対する異義申し立ては、受け付けない。

イ 総評価点が第一位又は第二位であっても「要求水準書」に沿わない場合や、評価点が著しく低い審査項目がある場合は、最優秀提案者及び次点提案者に選定しないことがある。

10 協議及び優先交渉権者の決定

(1) 最優秀提案者から提案された提案書に基づき協議を行い、優先交渉権者を決定する。

(2) 協議は提出された提案書により実施する。

(3) 優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次点提案者と協議を行う。

11 留意事項

(1) 参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

(2) 参加に関して必要な費用は、事業者の負担とする。

(3) 使用する言語は日本語とし、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとし、通貨単位は円とする。

(4) 企画提案依頼書に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属す

る。ただし、市は必要があるときは、企画提案依頼書等に基づき提出される書類の内容を無償で使用することができるものとする。なお、提出された企画提案書は、原則として公表しない。

(5) 提出された書類については、理由の如何に関わらず返却しない。また、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めたり、記載内容に関する聴き取り調査を行ったりする場合がある。

(6) 市が提示する資料及び質問への回答書は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、市の上承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、または、内容を提示することを禁止する。

(7) 次のいずれかに該当した場合は、失格または無効とする。

ア 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合

イ 同一事業者から複数の提案書が提出された場合

ウ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 本実施要領に違反すると認められる場合

カ その他、市が指示した事項に違反した場合

(8) 参加辞退

プロポーザル参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

12 書類提出及び問い合わせ先

担当部署 稲城市教育委員会 教育部 学校給食課 第一給食係

〒206-0802 東京都稲城市矢野口 3648 番地

電話 042-377-8904（直通） F A X 042-379-1501

E-mail kyuushoku^{イチ}1@city.inagi.^{エル}lg.jp